

# 令和3年度集合主税納税通知書が発送されます

令和3年度の集合主税〔町道民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税〕の納税通知書がまもなくみなさんのお手元に届きます。

各税目の課税算定方法については、通知書裏面をご覧ください。

## 【令和3年度町道民税の主な改正点】

### ■給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

#### ○給与所得控除・公的年金等控除

控除額が一律10万円引き下げられます。

#### ○基礎控除

基礎控除額が10万円引き上げられます。

#### ○所得金額調整控除の創設

・給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合、給与収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

- ①本人が特別障害者に該当する場合
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

・給与所得及び公的年金等に対する雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、各所得金額(それぞれ10万円が限度)の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。

#### ○その他関連する見直し

・同一生計配偶者、扶養親族、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件が、それぞれ10万円引き上げられます。

扶養親族等の区分	合計所得金額要件	
	改正前	改正後
同一生計配偶者	38万円以下	48万円以下
扶養親族	38万円以下	48万円以下
配偶者特別控除	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下
勤労学生	65万円以下	75万円以下

・障がい者、未成年者、寡婦（寡夫）に対する非課税措置の合計所得金額要件が、125万円以下から135万円以下に引き上げられます。

・均等割の非課税基準額が10万円引き上げられます。

・所得割の非課税基準額が10万円引き上げられます。

### ■ひとり親（単身児童扶養者）に対する非課税措置の創設

こどもの貧困に対応するため、事実婚でないことを確認したうえで支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親は、非課税の対象となります。

### ■未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

婚姻歴や性別に関わらず、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現するために、次の通り見直しが行われます。控除額については次ページの表をご確認ください。

- ・婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子（総所得金額当が48万円以下）を有する合計所得額が500万円以下の単身者（※）について「ひとり親控除（控除額30万円）」が適用されます。
- ・ひとり親控除に該当した場合は、寡婦（寡夫）控除の該当となりません。
- ・ひとり親以外の寡婦に該当する場合で、前年の合計所得が500万円以下の場合は、引き続き「寡婦控除（控除額26万円）」が適用されます。

※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載のある方は対象外となります。



＜本人が女性の場合＞

配偶関係	死別	離別	未婚
本人合計所得金額（円）	500万円以下		
扶養親族「子」あり	30万円	30万円	30万円
扶養親族「子」以外あり	26万円	26万円	—
扶養親族なし	26万円	—	—

＜本人が男性の場合＞

配偶関係	死別	離別	未婚
本人合計所得金額（円）	500万円以下		
扶養親族「子」あり	30万円	30万円	30万円
扶養親族「子」以外あり	—	—	—
扶養親族なし	—	—	—

【その他の留意点】

■固定資産税

- 固定資産税は、毎年1月1日に土地や家屋を所有している方に対して課税されます。
- 固定資産税は、固定資産（土地、家屋、償却資産）の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税するため、地方税法上、土地と家屋については原則として3年ごとに評価額を見直す制度（評価替え）が設けられており、令和3年度はその評価替えの年にあたるため、評価額を見直しています。
  - 新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担に配慮するため、令和3年度に限り、課税標準額が上昇する土地については令和2年度の課税標準額に据え置く特別な措置が講じられています（現況地目の変更等があった土地は除きます）。
  - 未登記家屋について、所有者を変更した方は「家屋所有権移転届出書」を、また、家屋を取り壊した方は「家屋解体届出書」を役場固定資産税係に提出してください（登記されている家屋の場合は、法務局で手続きをしてください）。

■軽自動車税（種別割）の減免について

軽自動車税は、その軽自動車等が身体等に障がいがある方のために使用されたり、戦傷病者が自ら使用し、一定の要件に該当する場合は減免を受けることができます。

減免の対象になると思われる方は、納税通知書がお手元に届きましたら6月30日(水)までに税務課 税務係または各出張所へ下記のものをご持参のうえ申請してください（申請に必要なものがそろわない場合は、減免が受けられないことがありますのでご注意ください）。

【申請に必要なもの】

- 障害者手帳    ○印鑑    ○運転免許証    ○減免を受ける車両の車検証(写しでも可)
- マイナンバーカードまたは住民票(マイナンバー入り)の写し(減免を受ける車両の納税義務者のもの)

【町税の延滞金徴収開始のお知らせ】

令和3年4月1日以降に課税される町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税について、納期限内に完納されないときは、納期限内に納められた方との公平性を図るため、法律により、所得税や自動車税と同様にその納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて延滞金を納付していただくことになります。

納期限内納入のご協力をお願いします。

■延滞金の割合について

期 間	延滞金の割合（年）
納期限の翌日から1カ月を経過する日まで	7.3%（特例により、現在は2.5%）
納期限の翌日から1カ月を経過後	14.6%（特例により、現在は8.8%）

令和3年度集合主税納税通知書・納付書についてのお問い合わせは  
 役場 税務課 税務係 までお気軽にお電話ください  
 電話 73-2011（内線141・142）